

サザンクリーンセンター推進協議会の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、サザンクリーンセンター推進協議会の理事、幹事、監事、構成市町の職員及び構成一部事務組合職員並びに住民代表の報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 前条に規定する報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、月額により報酬を受ける者が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れた場合はその月の現日数を基礎にして日割り計算によって支給する。

(費用弁償の額)

第3条 第1条に規定する費用弁償の額は、公務のため旅行した場合の費用とし、その種類は、日当、宿泊料、食卓料、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

2 前項に規定する費用弁償の額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、宿泊を伴わない場合の日当については、次の各号の規定にかかわらず支給しない。

(1) 理事及び幹事が旅行した場合は、南部広域行政組合の管理者等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年南部広域行政組合条例第6号。以下「報酬条例」という。）の規定を準用する。

(2) それ以外の者が旅行した場合の費用弁償の額は、南部広域行政組合職員の旅費に関する条例（昭和56年南部広域行政組合条例第8号（以下「旅費条例」という。）の規定を準用する。

3 組合の求めに応じて旅行する者の費用弁償の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 構成市町議会議員等が旅行した場合は、管理者条例の規定を準用する。

(2) 地域住民等が旅行した場合は、職員条例の規定を準用する。

(旅費の調整)

第4条 前条に規定する費用弁償の額について、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(1) 同じ行程を同時に旅行する団体旅行において、航空券、宿泊、食事のすべてを一括して旅行会社に手配を依頼し、当該経費を支払う場合においては、当該旅行に必要とされる費用を正規の旅費の範囲内で打ち切り旅費として支給する。ただし、その費用は旅費区分に該当するものでなければならない。

(2) 他の機関から旅行に要する経費が全部支給される場合においては、当該旅費は支給しないものとする。ただし、支給される経費が当該旅行に要する経費の一部である場合は、支給される経費と正規の旅費との差額を当該旅費として支給することができる。

(支給方法)

- 第5条 日額により報酬の額を定められている者の報酬は、職務従事後支給する。
- 2 月額により報酬の額を定められている者の報酬は、その月分を、その月の21日までに支給する。ただし、その支給日が休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。
- 3 事務局職員の旅費の支給方法については、旅費条例の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬の区分	報酬の額
会長	月額	12,000円
副会長	月額	6,000円
理事	日額	5,000円
住民代表	日額	5,000円